

有価証券の時価等情報（単体）

有価証券関係

（単位 百万円）

満期保有目的の債券

	種 類	平成24年度中間期（平成24年9月30日現在）			平成25年度中間期（平成25年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	595	596	1	905	907	2
	その他	—	—	—	4,000	4,032	32
	小 計	595	596	1	4,905	4,940	35
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,176	2,155	△ 21	2,347	2,303	△ 43
	その他	13,985	12,545	△ 1,440	6,000	5,709	△ 290
	小 計	16,162	14,700	△ 1,461	8,347	8,013	△ 333
合 計		16,757	15,297	△ 1,460	13,252	12,953	△ 298

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

（平成24年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式36百万円、関連法人等株式26百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（平成25年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式36百万円、関連法人等株式26百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

その他有価証券

	種 類	平成24年度中間期（平成24年9月30日現在）			平成25年度中間期（平成25年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,941	1,106	835	5,391	2,268	3,122
	債券	297,728	291,565	6,162	277,165	271,314	5,851
	国債	165,877	161,813	4,064	164,383	160,181	4,202
	地方債	49,541	48,426	1,115	42,050	41,197	852
	社債	82,309	81,325	983	70,731	69,934	796
	その他	12,464	11,604	860	26,554	21,774	4,780
	小 計	312,135	304,276	7,858	309,111	295,356	13,754
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,659	1,817	△ 157	840	921	△ 80
	債券	17,523	17,607	△ 83	45,382	45,495	△ 113
	国債	5,955	6,005	△ 50	30,527	30,593	△ 66
	地方債	1,045	1,047	△ 1	890	891	△ 0
	社債	10,523	10,554	△ 31	13,964	14,010	△ 45
	その他	19,435	22,389	△ 2,954	6,266	6,672	△ 406
	小 計	38,618	41,814	△ 3,195	52,488	53,089	△ 600
合 計		350,754	346,090	4,663	361,600	348,446	13,153

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	平成24年度中間期 （平成24年9月30日現在）	平成25年度中間期 （平成25年9月30日現在）
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	698	592
その他	26	19
合 計	725	611

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

減損処理を行った有価証券

(平成24年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、213百万円（うち、時価のある株式197百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式15百万円）であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(平成25年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

金銭の信託関係

(単位 百万円)

運用目的の金銭の信託

種 別	平成24年度中間期 (平成24年9月30日現在)		平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,000	—	5,000	—

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種 類	平成24年度中間期 (平成24年9月30日現在)	平成25年度中間期 (平成25年9月30日現在)
評価差額	4,663	13,153
その他有価証券	4,663	13,153
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	1,578	4,501
その他有価証券評価差額金	3,084	8,652